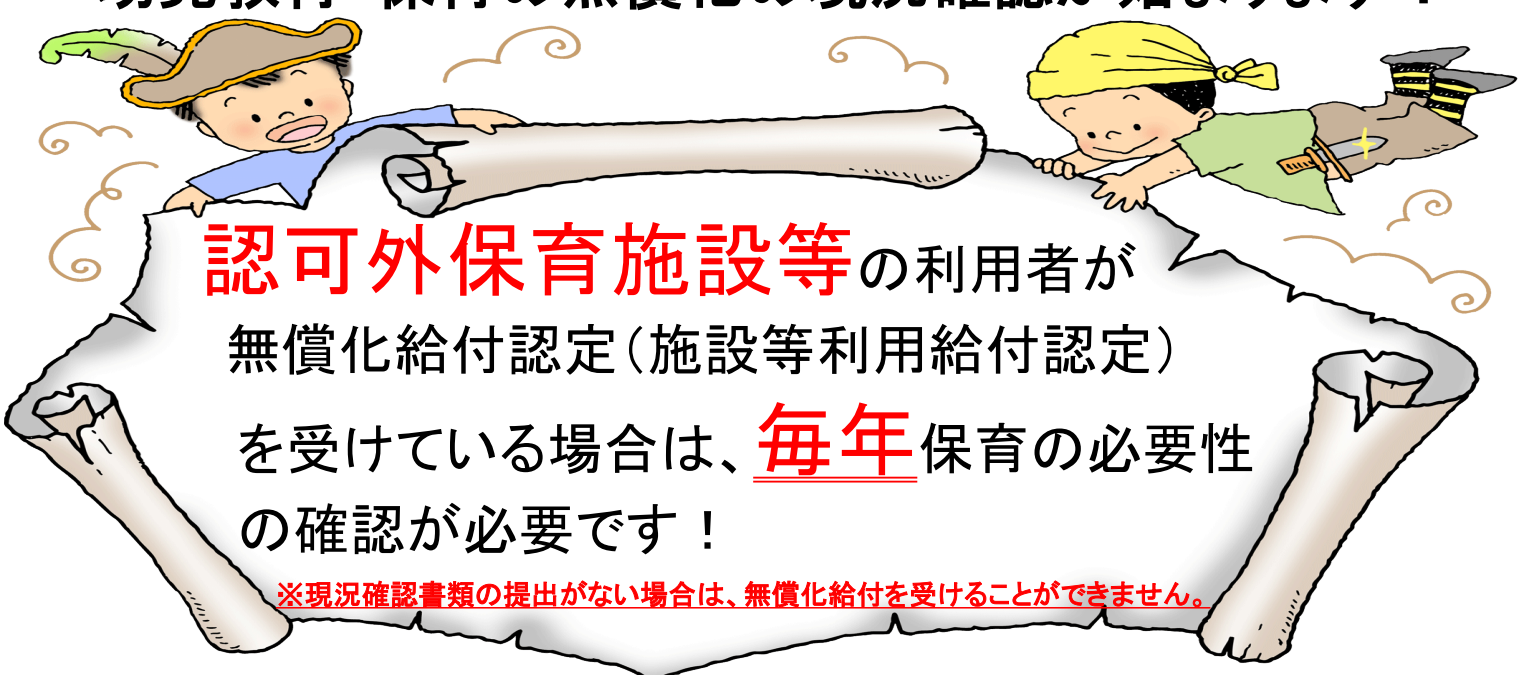


令和3年度

幼児教育・保育の無償化の現況確認が始まります！



認可外保育施設等の利用者が
無償化給付認定(施設等利用給付認定)
を受けている場合は、**毎年**保育の必要性
の確認が必要です！

※現況確認書類の提出がない場合は、無償化給付を受けることができません。

認可外保育施設等とは：一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

※1 認可保育施設等に申込み、教育・保育給付認定(旧：支給認定)を取得している場合、子育てのための施設等利用給付認定とみなすことができるため、本手続きは不要です。

対象者・保育料

※2 認可保育所、認定こども園(2,3号認定)、地域型保育事業所(小規模保育、事業所内保育等)、企業主導型保育事業所との併用はできません。

対象者(※2)	保育料(※3)
3歳児～5歳児クラス (子育てのための施設等利用給付認定 第2号)	月額37,000円まで無償
市町村民税非課税の0歳～2歳児クラス (子育てのための施設等利用給付認定 第3号)	月額42,000円まで無償

子育てのための施設等利用給付認定の申請手続きについて

書類配布：令和3年1月4日(月)～

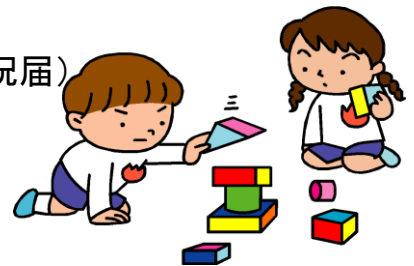
申請受付：令和3年2月8日(月)～令和3年2月24日(水)

手続先：北谷町 子ども家庭課 こども園係

提出書類：①子育てのための施設等利用給付認定申請書(現況届)

②保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)

③理由書 等



四半期ごとの償還払いとなります。

(第1期：4～6月分、第2期：7～9月分、第3期：10～12月分、第4期：1～3月分)

